

入 札 説 明 書

1 公告日

令和 8 年 8 月 13 日（木）

2 入札に付する事項

業務用自動車賃貸借契約(R 8)その 2

(1) 契約方法 一般競争入札とする。

(2) 契約期間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで

3 入札方法等

(1) 入札書の様式は、第 4 号様式に定める。

(2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。

(3) 入札の方法

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。

イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

ウ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を提出すること。なお、委任状の様式は第 5 号様式に定める。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、入札金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 過去 2 年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらの契約を全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

5 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をした者は、7により再度入札を行う場合において、これに加わることができない。

- (1) 沖縄県財務規則第 126 条各号の一に該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。
- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

6 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。

8 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 過去2年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員全てが上記要件を満たす必要があるので、留意すること）。
- (2) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。